

八潮市屋外広告物条例のしおり

《50年後100年後に誇れる街を目指して》



ルール違反の屋外広告

住みやすさナンバー1のまち 八潮



八潮市

はじめに

私たちの住む街や道路沿いなどには、立看板や広告塔、広告板など大小を問わず多種多様な屋外広告物が出されています。

優れたデザインやセンスのある屋外広告物は身近な情報源として有益であるとともに、街の賑わいや活気をもたらしたりもします。しかし、無秩序、無制限に出されると広告としての本来の役割を果たさないばかりか、自然や街のもつ美しさを著しく損なうことになり、更には八潮市民の財産である良好な景観形成の妨げにもなりかねません。

また、その設置や管理が適切に行われないと、落下や倒壊によって思わぬ災害を招くこともあります。

そこで八潮市では、屋外広告物法とこれに基づく八潮市屋外広告物条例により、屋外広告物について必要な規制を行っています。この「しおり」は、八潮市内で屋外広告物を出す場合のルールを理解していただくことを目的として作成したものです。

目次

屋外広告物とその規制	1
設置者等の責務	1
出してはいけない屋外広告物と 出す場合の共通基準	2
屋外広告物を出してよい場所・いけない場所	3
許可の基準	8
適用除外の屋外広告物	14
許可の手続きと手数料	18
その他の注意事項	20
(参考) 屋外広告物の 許可等に係る必要書類一覧	23

屋外広告物とその規制

屋外広告物とは？

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、広告塔、広告板などをいいます。

建物などの外側に表示される文字やシンボルマーク、商標、写真、絵画、彫像など、一定のイメージ等があるものが対象となります。したがって、営利的な広告物かどうかなど、内容は問いません。

屋外広告物の規制とは？

屋外広告物については、

- ① 良好な景観の形成と風致（自然のもつ美しさ）の維持
- ② 公衆に対する危害の防止

の2点から、規制を行っています。

具体的には、広告物それ自体とこれを表示するための広告板や広告塔などの物件（以下「屋外広告物」と総称します。）の大きさ、高さ、数量やその維持管理などについて規制しています。

設置者等の責務

次に掲げる者は基準に適合する屋外広告物を設置、補修、除却、その他必要な管理を怠らないように良好な状態を保持しなければなりません。

1. 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者
2. 管理者
3. 広告主
4. 屋外広告業を営むもの
5. 広告物、掲出物件の所有者、若しくは占有する者



出してはいけない屋外広告物と出す場合の共通基準

次に該当する屋外広告物は、出すことが禁止されています。（「禁止広告物」といいます。）

禁止広告物

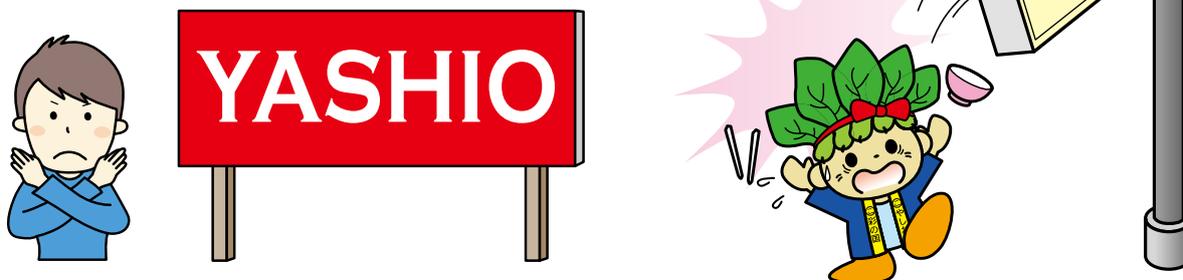
- ① 著しく汚染したり、退色したり、塗料等のはく離したものの
- ② 著しく破損したり、又は老朽したものの
- ③ 倒壊や落下のおそれがあるものの
- ④ 信号機や道路標識などに類似するものとこれらの効用を妨げるようなものの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるものの

これらに該当する屋外広告物は、これを表示、設置又は管理しているものが直ちに除却（撤去）等しなければなりません。

また、屋外広告物の規制の趣旨から、次の共通基準があります。

共通基準

- ① 広告物の地色に、赤及び黄の原色又は黒色を使用しないこと
- ② 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること
- ③ 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと
- ④ 裏面及び側面が美観を損なわないものであること



屋外広告物を出してよい場所・いけない場所

良好な景観の形成や風致の維持、公衆への危害防止のため、特定の地域や場所では屋外広告物を出すことを禁止し（「禁止地域」といいます。）、それ以外の地域や場所は許可を受けて屋外広告物を出す（「許可地域」といいます。）ことになっています。

また、禁止地域や許可地域に係わらず、信号機や街路樹など屋外広告物を出してはいけない物件（「禁止物件」といいます。）も定めています。

屋外広告物を出す場合には制約がありますが、個人の住宅の表札や商店などが店に出す看板など、私たちが日常生活を営む上で最小限必要なものについては広範囲に例外を認めています。（これを「適用除外」といいます。）

適用除外となる屋外広告物については、禁止地域、許可地域あるいは禁止物件に関する規制が緩和されます。 → P 1 4、P 1 5 参照

適用除外となる屋外広告物の代表に「自家広告物」があります。

自家広告物＝自己の事業所等の建物やその敷地内に
自己の氏名や名称、事業内容などを表示するもの。

同じ内容の屋外広告物を出す場合でも、自己の事業所等以外に出す場合は、「一般広告物」に当たり、次のとおり取扱いが違います。

区 分	禁 止 地 域	許 可 地 域
自家広告物	一定基準までは、許可不要で出すことができます。 また、許可を受けると、その基準が緩和等されます。	(禁止地域と同じ)
一般広告物	出すことはできません (ただし、公益上必要な施設等で一部例外あり→P 7 参照)	許可を受けると一定基準まで出すことができます。

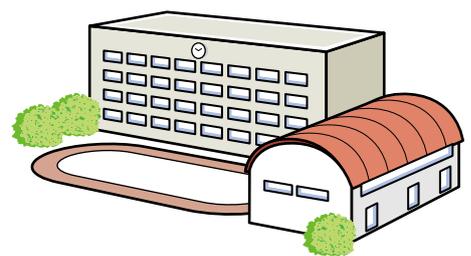
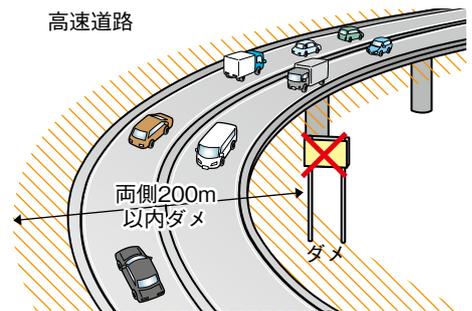
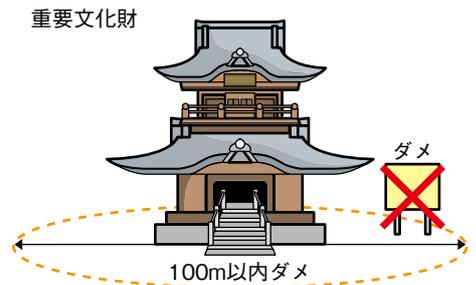
→ P 1 6、P 1 7 参照

禁止地域とは？

景勝地や美しい街並みや沿道など、特に良好な景観形成への配慮や風致の維持の必要性が高い地域や場所、あるいは都市公園や学校など屋外広告物を出すことが好ましくないところなどを「禁止地域」としています。

禁止地域では、一般広告物は出せません。

1. 都市計画法に基づく第2種低層住居専用地域、生産緑地地区
2. 都市公園
3. 文化財保護法、埼玉県文化財保護条例、八潮市文化財保護条例により指定された建造物とその周囲100m以内の地域
4. 八潮市市民農園条例で指定された市民農園
5. 高速自動車国道、自動車専用道路及び首都圏新都市鉄道（つくばエクスプレス）の市内全区間
6. （通称）東京外環自動車道及び（通称）首都高速自動車道の路端から両側200m以内の区域（路面高以下の空間は除く）
7. 市長が指定する河川及びその付近の地域
8. 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、公衆便所の建物とその敷地
9. 延床面積200㎡以上の博物館、美術館、病院とその敷地
10. 社寺、教会の建物とその境域
11. 八潮市景観計画に定められた八潮駅周辺商業特定区域（八潮駅周辺の商業地域及び近隣商業地域）、中川周辺地区特定区域（中川やしおスポーツパークの南側から新中川橋までの中川遊歩道と新堤防に囲まれた二丁目、木曽根、南川崎の各一部地域）



※公益上必要な施設等で一部例外あり→P 7 参照

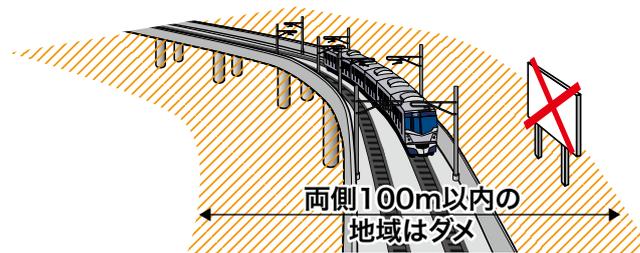
許可地域とは？

許可を受けなければ、屋外広告物を出せない地域を「許可地域」といいます。

禁止地域以外の八潮市内全域が、許可地域に該当します。

八潮市では許可地域を2種類に分けており、許可基準等に違いがありますので注意してください。

区 分	当 該 地 域
第1種許可地域	禁止地域、第2種許可地域以外の八潮市内全域
第2種許可地域	つくばエクスプレス沿線の路端から両側100m以内の地域



禁止物件とは？

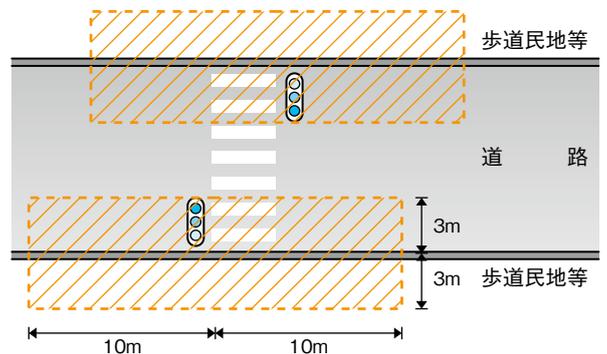
屋外広告物を出すことにより良好な景観形成の妨げとなったり、風致を害したり、あるいはその物件が本来もっている機能や効用を害することになる物件は、屋外広告物を出してはいけない「禁止物件」としています。

八潮市内の禁止物件は次のとおりです。

1 すべての屋外広告物の表示又は設置を禁止する物件

- (1) 橋（歩道橋を含む）、トンネル、高架構造物、分離帯
- (2) 石垣、擁壁
- (3) 街路樹、路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、ガードレール、駒止め、里程標
- (5) 信号機の設置された標柱の下端から道路に沿って前後10mまでの地点の両側3m以内にある電柱、街灯柱、その他電柱に類するもの
- (6) 消火栓、火の見やぐら
- (7) 郵便ポスト、信書便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- (8) 送電塔、送受信塔、照明塔
- (9) 煙突、水道タンク、その他のタンク
- (10) 形像、記念碑

信号機標柱付近の禁止物件（斜線内にある電柱等）



ポスト



電話ボックス

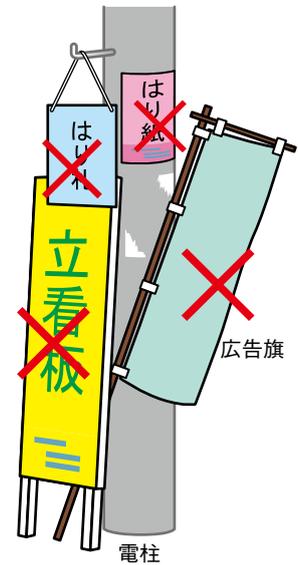
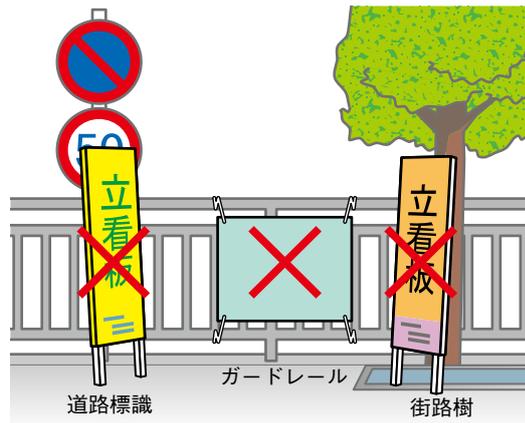


消火栓

2 はり紙、はり札、広告旗、立看板のみ表示又は設置を禁止する物件

国道の市内全区間
 県道の市内全区間
 市道の市内全区間

} 及びこれに面する場所にある電柱、街灯柱、その他電柱に類するもの



はり紙、はり札、広告旗、立看板のうち、次の要件を満たすものは屋外広告物法により、「簡易除却」することが認められています。

- 「簡易除却」 = 除却する旨を所有者等に伝えることなく除却すること
- 簡易除却の要件

八潮市屋外広告物条例に明らかに違反しているもの
管理されずに放置されているもの（はり紙を除く）

※ 禁止物件に、はり紙、はり札、広告旗、立看板を表示することは、八潮市屋外広告物条例に違反しています。しかし、はり紙等の禁止物件に「営利を目的としない活動のもの」や「冠婚葬祭等の行事のためのもの」など、出すことができるものもあります。

(これも「適用除外」といいます。) → P 14、15 参照

また、簡易除却できるのは、次の者です。

- ① 市長
- ② 市役所職員（市長が命じた者）
- ③ 市長が推進員として委任した者

禁止地域、禁止物件における一般広告物の適用除外

公共空間等を利用した屋外広告物について

1. 案内板等の公益上必要な施設又は物件^{※1}に一般広告を併設し、その広告料収入で設置や管理をする場合、一般広告の表示が適当か審査し、許可を得た場合には禁止地域でも掲出することができます。
2. エリアマネジメント活動^{※2}を維持、促進するため、公共空間を活用する広告物について、適当な広告内容か審査し、市長の許可を得た場合には禁止地域及び一部の禁止物件でも掲出することができます。

公益上必要な施設又は物件^{※1}

国ガイドラインの運用上の参考事項においては「案内図板や公共掲示板等、地域の状況に照らし知事が定めるもの」としている。

エリアマネジメント活動^{※2}

特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取組です。（地方創生）

（例）

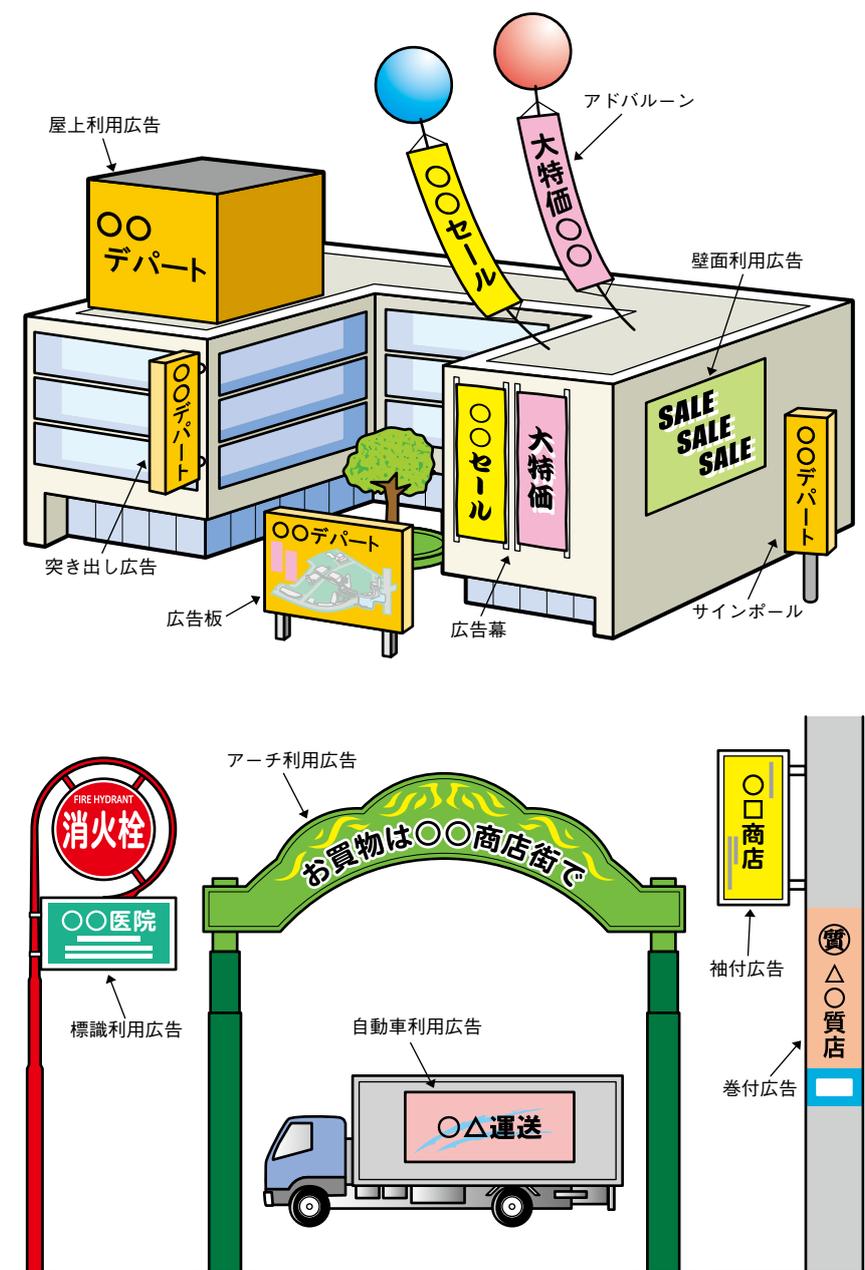
- ・自治体が支援しているプロスポーツチームを応援する活動等で道路、公園などに企業の広告と併せてPR。
- ・公共空間を活用して賑わいづくりのイベントを行い関連した企業のPRも実施。
- ・道路を活用してオープンカフェやマルシェ、イベントなどを継続的に開催し、まちの賑わいの創出や魅力アップにつながる取り組み

許可の基準

八潮市では屋外広告物をその種類と掲出方法によって次のように分類して、それぞれに基準を設けています。

なお、ここで説明する基準は「一般広告物」に関するものですが、広告物の面積や高さなどの計算方法は、自家広告物でも同じです。

屋外広告物の種類



屋外広告物の基準

1 建物を利用して出される屋外広告物の基準

建物の屋上や壁面を利用して出される屋外広告物の基準は、出す場所によって次のとおりです。

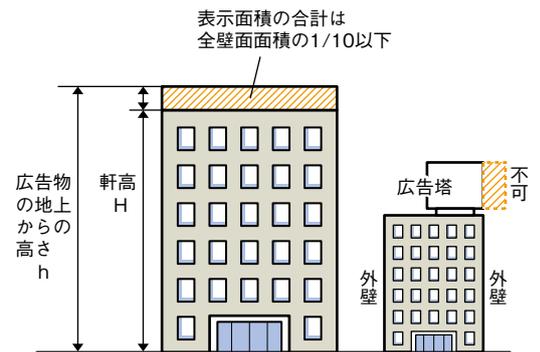
① 屋上利用広告

建物の屋上に出す屋外広告物です。

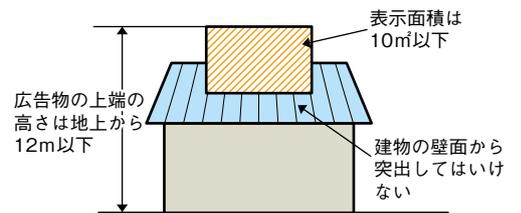
基準

- 1 表示面積の合計は、建物の全壁面面積の10分の1以下であること。
ただし、10分の1が10㎡に満たないときは、10㎡以下であること。
 - 2 広告物の上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48m以下（都市計画法に規定する高度地区の指定がある地域内の場合は25m以下）であること。
ただし、3分の5が12mに満たないときは、地上から12m以下であること。
 - 3 建物の壁面から突き出さないこと。
- ※ 第2種許可地域及び八潮駅周辺商業特定区域内には設置することができません。

$$h \leq H \times \frac{5}{3} \leq 48\text{m} \quad (\text{高度地区内は}25\text{m})$$



木造建築物を利用する場合



なお、建物が木造の場合の上記1～3の基準は右図のとおりです。

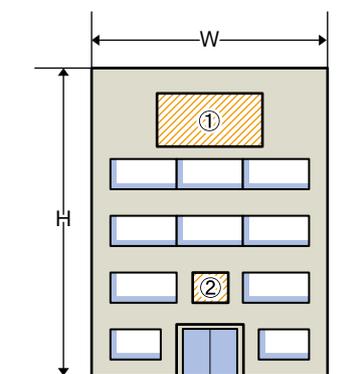
② 壁面利用広告

建物の壁面に平行して出す屋外広告物です。

基準

- 1 表示面積は、広告物を出す壁面の面積の5分の1以下であること。
 - 2 同一の壁面に複数の広告物（自家広告物を含む）を出す場合は、その合計面積が1の表示面積の基準以下であること。
 - 3 3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと。
- ※ 第2種許可地域では一般広告物に限り鉄道に向けて表示することはできません。

$$(\text{①} + \text{②}) \leq H \times W \times \frac{1}{5}$$

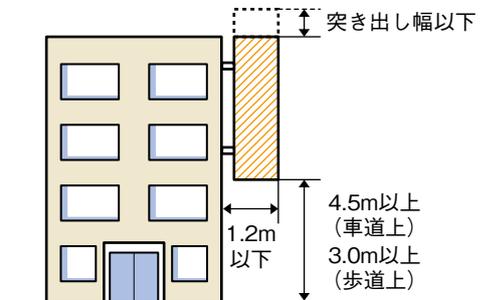


③ 突き出し広告

建物の壁面から突き出す屋外広告物です。

基準

- 1 壁面からの突き出し幅は、1.2m以下であること。
 - 2 上端の高さが壁面の高さを超える場合には、超える部分の高さは壁面からの突き出し幅以下であること。
 - 3 道路上に出る場合は、(道路法の許可が必要)
下端の高さが
歩道上は路面から3m以上
車道上は路面から4.5m以上であること。
- ※ 第2種許可地域では一般広告物に限り鉄道に向けて表示することはできません。



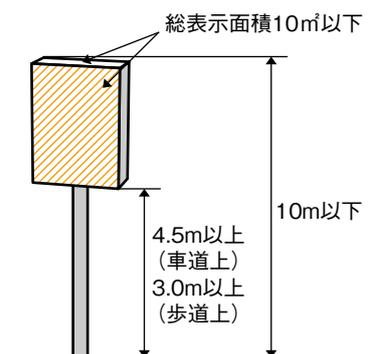
2 建物から独立して出される屋外広告物の基準

建物から独立して出される屋外広告物のうち、広告板、広告塔、サインポールなどの基準は、「建物の敷地内に出す場合」と「空地農地等に出す場合」では基準が異なります。

① 建物の敷地内に出す場合

基準

- 1 総表示面積は10㎡以下であること。
表裏2面以上に表示する場合は、各面の面積の合計が10㎡以下であること。
 - 2 上端の高さは、地上から10m以下であること。
 - 3 道路上に出る場合は、(道路法の許可が必要)
下端の高さが
歩道上は路面から3m以上
車道上は路面から4.5m以上であること。
- ※ 第2種許可地域では一般広告物に限り鉄道に向けて表示することはできません。



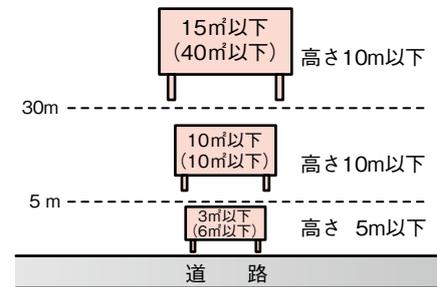
② 建物の敷地外の空地や農地に出す場合

ア 都市計画法第8条による用途地域内に出す場合の基準

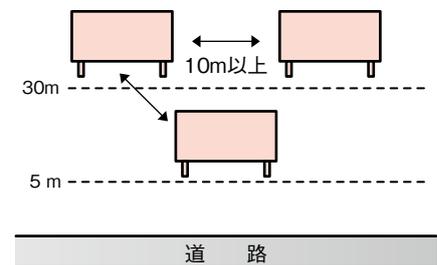
※ 最寄りの道路までの距離により、基準が異なります。

道路までの距離	基準
5 m以下	<ul style="list-style-type: none"> ●一面の表示面積は3㎡以下で、総表示面積は6㎡以下 ●上端の高さは地上から5m以下
5mを超えて30m以下	<ul style="list-style-type: none"> ●一面の表示面積は10㎡以下で、総表示面積も10㎡以下 ●上端の高さは地上から10m以下
30mを超える場合	<ul style="list-style-type: none"> ●一面の表示面積は15㎡以下で、総表示面積は40㎡以下 ●上端の高さは地上から10m以下 ●他の広告物との距離は10m以上離すこと

道路からの距離 () 内は総表示面積



他の広告物との距離

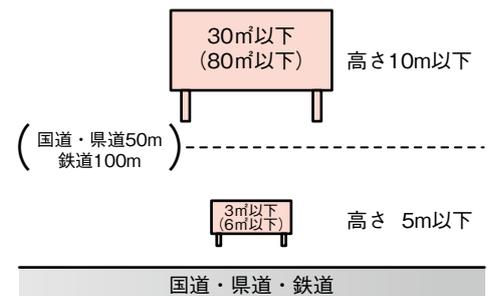


なお、第2種許可地域では一般広告物に限り鉄道に向けて表示することはできません。

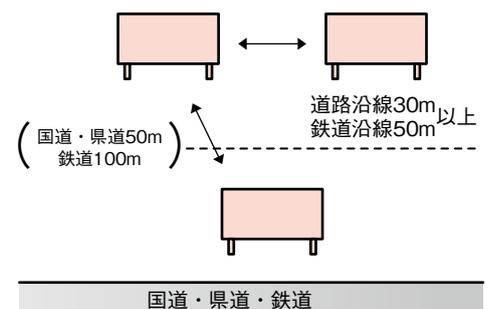
イ 用途地域外に出す場合の基準

※ 最寄りの国道、県道又は鉄道までの距離により、基準が異なります。

国道、県道又は鉄道までの距離	基準
国道若しくは県道から50m以下又は鉄道から100m以下	<ul style="list-style-type: none"> ●一面の表示面積は3㎡以下で、総表示面積は6㎡以下 ●上端の高さは地上から5m以下 <p>※鉄道から100mの地域は第2種許可地域のため一般広告物に限り鉄道に向けての表示はできません。</p>
国道若しくは県道から50m又は鉄道から100mを超える場合	<ul style="list-style-type: none"> ●一面の表示面積は30㎡以下で、総表示面積は80㎡以下 ●上端の高さは地上から10m以下 ●他の広告物との距離は道路沿線にあっては30m以上、鉄道沿線にあっては50m以上離すこと



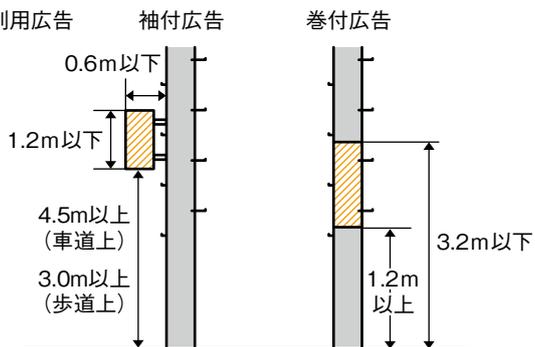
他の広告物との距離



3 その他の屋外広告物の基準

広告物の種類		許可の基準	
電柱、街灯柱等利用 広告	袖付 広告	縦・出幅	1.2m以下×0.6m以下
		路面から下端までの高さ	歩道上:3m以上 車道上:4.5m以上
		その他	車道寄りの歩道部分に位置する電柱等を利用する場合は、歩道の中央部分に向けて突き出すこと
	巻付 広告	上端の高さ	地上から3.2m以下
		下端の高さ	地上から1.2m以上
標識利用広告	表示面積	0.5㎡以下/面	
アーチ利用広告	アーチ部分利用	路面から上端までの高さ	歩道上:5.5m以下 車道上:7.5m以下
		路面から下端までの高さ	歩道上:3.5m以上 車道上:5m以上
	支柱部分利用	上端の高さ	地上から3m以下
		下端の高さ	地上から1.2m以上
自動車利用広告	広告宣伝用自動車	(広告宣伝用自動車であること)	
	広告宣伝用自動車以外	各側部 1㎡以下 後部0.3㎡以下	
掛看板	表示面積	2㎡以下	
	路面から下端までの高さ	歩道上:3m以上 車道上:4.5m以上	
広告幕	長さ・幅	15m以下×1.2m以下	
	路面から下端までの高さ	5m以上	
アドバルーン	気球の大きさ	直径3m以下	
	広告幕(網)の長さ・幅	15m以下×1.5m以下	
	上端の高さ	地上から45m以下	
はり紙	表示面積	1㎡以下	
はり札	表示面積	1㎡以下	
	その他	表示者の連絡先を明示すること	
広告旗	縦・横	1.8m以下×0.6m以下	
	高さ	3m以下	
	その他	道路上に突き出してないこと 表示者の連絡先を明示すること	
立看板	縦(脚部を含む)・横	1.8m以下×0.6m以下	
	その他	表示者の連絡先を明示すること	

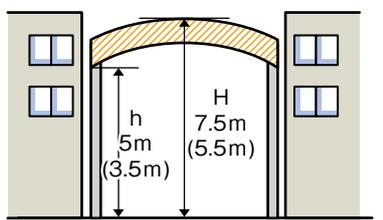
○電柱・街灯柱等利用広告



○標識利用広告

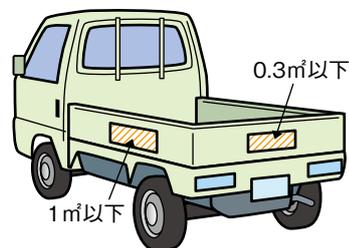


○アーチ利用広告

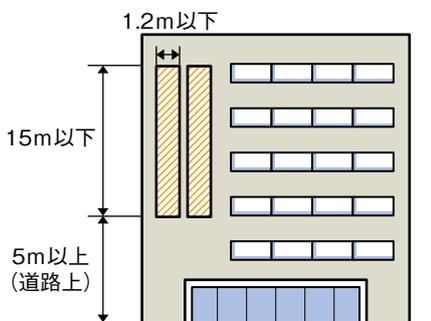


Hは車道上7.5m以下、歩道上5.5m以下
hは車道上5.0m以上、歩道上3.5m以上

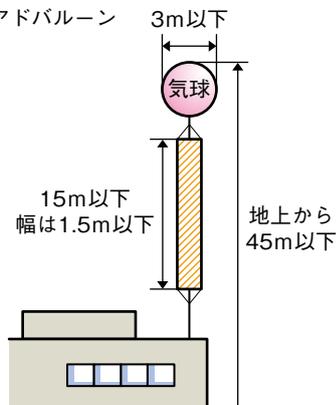
○自動車利用広告



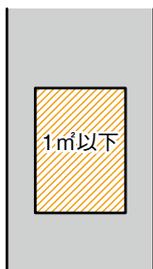
○広告幕



○アドバルーン



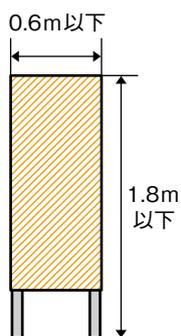
○はり紙



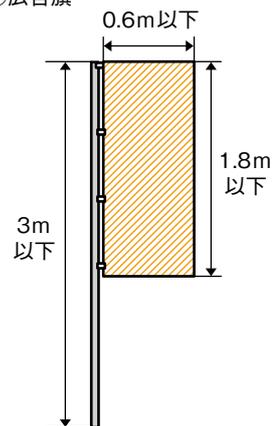
○はり札



○立看板



○広告旗



適用除外の屋外広告物

適用除外の屋外広告物の種類と内容、そして禁止地域などでの取り扱いは次のとおりです。

広告物の区分	内 容 別	表示・設置者(場所)及び期間	適用に係る参考
法令の規定により表示する広告物	建築基準法、道路法、その他の法令の規定に基づき表示するもの	(必要な期間)	条例等の規定に基づくものを含む
選挙運動のために表示する広告物	公職選挙法の規定に基づき表示するもの	公職選挙法による選挙運動期間中	
国等が表示する広告物	公共的目的をもって表示する広告物	国又は地方公共団体等	主催・後援を問わない
寄贈者名を表示するための広告物	寄贈者名等を表示するもの	公益上必要な施設又は物件	
自家用広告物 禁止物件の場合	自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するもの	自己の住所又は事務所、営業所若しくは作業場	設置する場所において行う事業に係る広告に限る
管理用広告物 禁止物件の場合	管理上の必要に基づき表示するもの	自己の管理する土地又は物件	土地又は物件の取得、保管、使用及び処分を指す
冠婚葬祭用の広告物 はり紙等のみ	冠婚葬祭、祭礼のため表示するもの	一時的に表示される広告物	
催し物用の広告物	講演会等のために表示するもの	催し物の会場敷地内で開催期間(会場使用期間)中	
案内用の広告物	公共目的又は公衆の利便に供する目的のために表示するもの	(必要な期間)	極めて公共性等の強いもので、国等以外が設置するもの
タクシーに表示する広告物	他者(第3者)の広告物を表示するもの	タクシー(乗用旅客自動車)	
バスに表示する広告物	他者(第3者)の広告物を表示するもの	路線バス(乗合旅客自動車) 貸切バス(貸切旅客自動車)	特定旅客自動車等は当該適用除外の対象外
乗用車又は貨物自動車に表示する広告物	自己の氏名、店名、会社名等及び商標、商品名等のみを表示するもの	乗用又は貨物自動車	写真等は当該適用除外の対象外
他都道府県市の条例の規定により表示される自動車の広告物	その都道府県等の条例に従って表示するもの	他の都道府県市を使用の本拠地とする自動車	
人、動物、車輛(自動車を除く)、船舶に表示する広告物	表示するもの	人、動物、車輛(自動車を除く)、船舶	
公共掲示板に表示する広告物	地方公共団体の許可等を得て表示するもの	地方公共団体が設置する公共掲示板	広く住民にとっての表現の場を確保するために設置されたものに限る
営利を目的としない立看板等	政治、労働、宗教等の営利を目的としない活動のためのはり紙、はり札、広告旗、立看板	一ヶ月以内 表示の期間は15日を超えないこと	
工事現場の仮囲いに表示する広告物	宣伝を目的とせず、周囲の景観に調和した絵又は写真	工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに、工事期間中のみ	空、動物、植物、風景、その他
水道タンクなどのタンクに表示する広告物		水道タンクなどのタンク	
公益上必要な施設等に併設する広告物	表示する物	公益上必要な施設又は物件	
エリアマネジメントに活用する広告物	表示する物	公共空間	

禁止地域でも出せる	禁止物件でも出せる	はり紙等の禁止物件でも出せる	許可不要で出せる	条文	適用除外となる条件等	備考	
○	○	○	○	8条①1		法令等で規定された基準等に注意	
○	○	○	○	8条①2			
○	○	○	○	8条①3		市長への協議を必要とするものがある。	
○	○	○	○	8条⑥	表示面積：表示方向からみた施設等の面積の20分の1以下でかつ0.5㎡以下+「共通基準」		
○	×	×	○	8条②1	次ページの基準表に該当するもの		
○	×	×	×	8条⑤1			
×	(一部○)	×	×	8条③1	石垣、よう壁→5㎡以下+「共通基準」 送電塔、展望塔、水道タンクなど→15㎡以下+「共通基準」	※左記以外の禁止物件は対象にならない。 ※事業所の敷地内に事業者でかつ禁止物件の所有者又は管理者が出す場合には、禁止地域でも出すことができる。	
○	×	×	○	8条②2	表示面積：2㎡以下／個+「共通基準」		
×	○	○	×	8条③2 8条④3		表示面積：2㎡以下／個+「共通基準」であり、所有者又は管理者が出す場合には、禁止地域及び許可の適用除外となる。	
○	×	×	○	8条②3			
○	×	○	○	8条④2			
○	×	×	○	8条②4			
○	×	×	×	8条⑤2	表示面積：10㎡以下		
○	-	-	○	8条②5	表示面積は各側部1㎡以下、後部0.3㎡以下+「共通基準」	※業界の自主審査規定あり	
○	-	-	○		表示面積：底部を除く10分の3以下(窓、ドア等のガラス面は表示不可)+「共通基準」		
○	-	-	○		「共通基準」(大きさの基準なし)		
○	-	-	○	8条②6			
○	×	-	○	8条②7			
○	-	-	○	8条②8			
×	×	○	×	8条④1			
×	×	○	○	8条⑦	表示面積等		
					はり紙		1㎡以下
					はり札		1㎡以下
					広告旗		縦1.8m以下×横0.6m以下で高さは3m以下、道路上に突き出していないこと
				立看板	縦(脚部を含む)1.8m以下×横0.6m以下		
				表示内容	表示の始期と終期を明記。はり札、広告旗及び立看板は、表示者の氏名、住所も明示		
				表示期間	15日以内+「共通基準」		
○	×	-	○	8条②9	工事施工者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合で、仮囲いの平面積の20分の1以下+「共通基準」		
×	○	-	×	8条③3	「共通基準」		
○	○	×	×	8条⑤3	当該公益上必要な施設等の管理の費用に充てるもの		
○	○	×	×	8条⑤4	広告料収入をエリアマネジメント活動の費用に充てるもの		

自家用広告物の基準 (1)

地域区分		禁止地域内での基準		八潮駅周辺商業特定区域内での基準			
		許可不要で出せる	許可を得れば出せる	許可不要で出せる	許可を得れば出せる		
広告物の種類とその基準		許可の要否					
建造物を利用した広告	屋上利用広告	表示面積	5㎡以下	全壁面面積の10分の1以下（木造建造物の場合は10㎡以下）。ただし10分の1が10㎡未満の場合は10㎡以下	設置することはできません		
		広告物の高さ	地上から10m以下で広告物自体の高さは2m以下	地上からの高さが軒高の3分の5以下で、かつ48m以下（ 高度地区内 の場合は25m以下）。ただし3分の5が12m未満の場合は12m以下（木造建造物の場合は地上から12m以下）			
		その他	壁面から突き出していないこと	壁面から突き出していないこと			
	壁面利用広告	表示面積	5㎡以下	10㎡以下	一壁面につき、その壁面面積の5分の1以下	許可不要以外なし	
		広告物の高さ	軒高以下	軒高以下	—		
		その他	3階以上の窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと	3階以上の窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと	3階以上の窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと		
	突き出し広告	表示面積	3㎡以下	6㎡以下	—	—	
		広告物の高さ	軒高以下	壁面高を超える場合は突き出し幅以下	壁面高を超える場合は突き出し幅以下	壁面高を超える場合は突き出し幅以下	
		広告物の高さ	—	歩道上：3m以上 車道上：4.5m以上	—	歩道上：3m以上 車道上：4.5m以上	
		壁面からの幅	1m以下	1.2m以下	1.2m以下	1.2m以下	
		その他	道路上に突き出していないこと	—	道路上に突き出していないこと	道路上に突き出す場合に適用	
	建造物から独立した広告	サインポール	表示面積	2㎡以下	7㎡以下	10㎡以下	60㎡以下
			広告物の高さ	地上から7m以下	地上から10m以下	地上から10m以下	地上から10m以下
			広告物の高さ	—	歩道上：3m以上 車道上：4.5m以上	—	歩道上：3m以上 車道上：4.5m以上
			設置本数	1本	2本以下	2本以下	—
広告塔		表示面積	5㎡以下	10㎡以下	10㎡以下	60㎡以下	
		広告物の高さ	地上から4m以下	地上から5m以下	地上から5m以下	地上から10m以下	
		広告物の高さ	—	歩道上：3m以上 車道上：4.5m以上	—	歩道上：3m以上 車道上：4.5m以上	
		設置本数	1個	1個	1個	—	
広告板		表示面積	5㎡以下	10㎡以下	10㎡以下	60㎡以下	
		広告物の高さ	地上から4m以下	地上から5m以下	地上から5m以下	地上から10m以下	
		広告物の高さ	—	歩道上：3m以上 車道上：4.5m以上	—	歩道上：3m以上 車道上：4.5m以上	
		設置本数	1個	1個	1個	—	
広告幕	表示面積	—	—	—	—		
	長さ	10m以下	15m以下	15m以下	—		
広告旗	表示面積	縦1.8m以下×横0.6m以下	2㎡以下	2㎡以下	—		
	高さ	3m以下	3m以下	3m以下	—		
掛看板	表示面積	1㎡以下	2㎡以下	2㎡以下	—		
	その他	道路上に突き出していないこと	道路上に突き出していないこと	道路上に突き出していないこと	—		

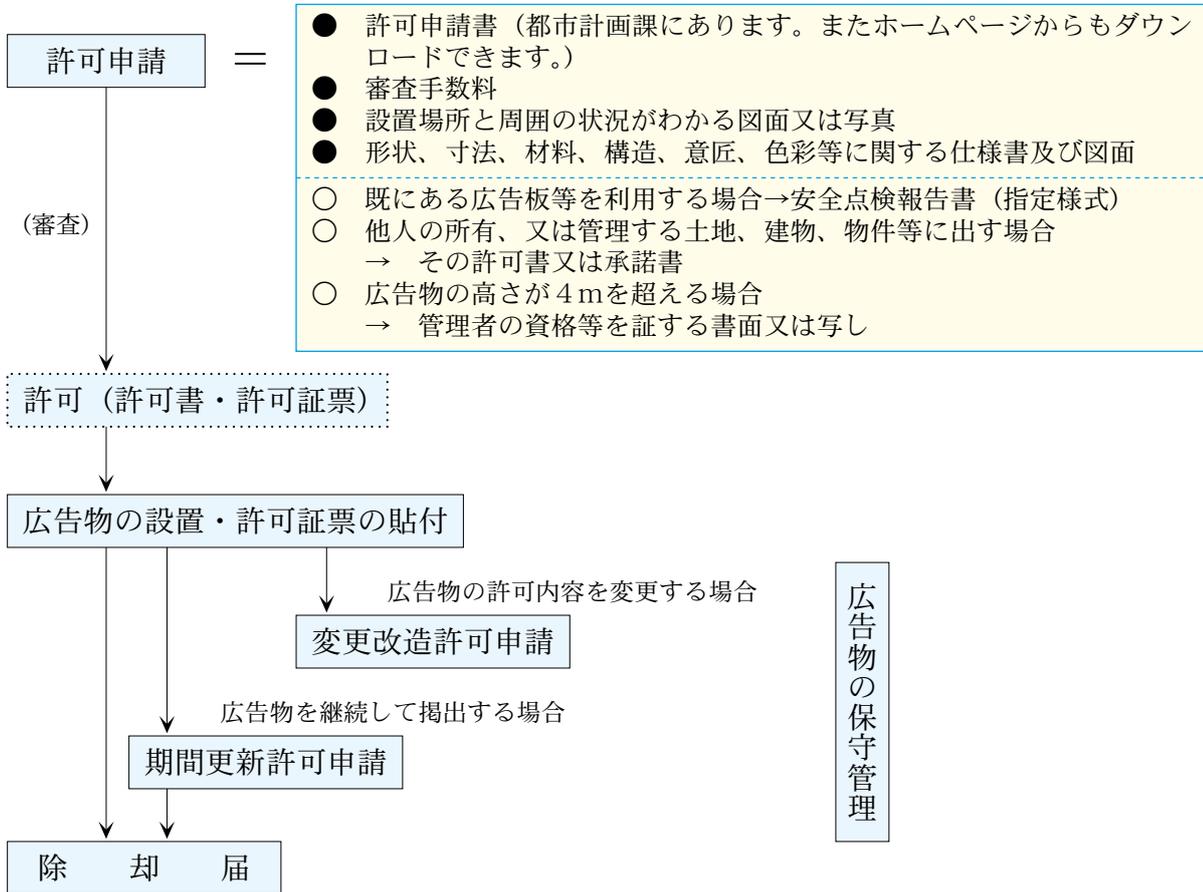
自家用広告物の基準 (2)

地域区分 許可の要否		第1種許可地域内での基準	第2種許可地域内での基準	第1・2種許可地域内での基準		
		許可不要で出せる	許可不要で出せる	許可を得れば出せる		
建造物を 利用した 広告	屋上 利用 広告	表示面積	全壁面面積の10分の1以下（木造建造物の場合は10㎡以下）。ただし10分の1が10㎡未満の場合は10㎡以下	設置することはできません	許可不要以外なし	
		広告物の 上端の高さ	地上からの高さが軒高の3分の5以下で、かつ48m以下（ 高度地区内の場合は25m以下 ）。ただし3分の5が12m未満の場合は12m以下（木造建造物の場合は地上から12m以下）			
		その他	壁面から突き出していないこと			
	壁面 利用 した 広告	表示面積	一壁面につき、その壁面面積の5分の1以下	一壁面につき、その壁面面積の5分の1以下		
		広告物の 上端の高さ	—	—		
		その他	3階以上の窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと	3階以上の窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと		
	突き 出し した 広告	表示面積	—	—		—
		広告物の 上端の高さ	壁面高を超える場合は突き出し幅以下	壁面高を超える場合は突き出し幅以下		壁面高を超える場合は突き出し幅以下
		広告物の 下端の高さ	—	—		歩道上：3m以上 車道上：4.5m以上
		壁面から 突き出し の幅	1.2m以下	1.2m以下		1.2m以下
	その他	道路上に突き出していないこと	道路上に突き出していないこと	道路上に突き出す場合に適用		
建造物から 独立した 広告	サイン ポール	表示面積	10㎡以下	10㎡以下	60㎡以下	
		広告物の 上端の高さ	地上から10m以下	地上から10m以下	地上から10m以下	
		広告物の 下端の高さ	—	—	歩道上：3m以上 車道上：4.5m以上	
		設置本数	2本以下	2本以下	—	
	その他	道路上に突き出していないこと	道路上に突き出していないこと	—		
	広告 塔	表示面積	10㎡以下	10㎡以下	60㎡以下	
		広告物の 上端の高さ	地上から5m以下	地上から5m以下	地上から10m以下	
		広告物の 下端の高さ	—	—	歩道上：3m以上 車道上：4.5m以上	
		設置本数	1個	1個	—	
	その他	道路上に突き出していないこと	道路上に突き出していないこと	—		
	広告 板	表示面積	10㎡以下	10㎡以下	60㎡以下	
		広告物の 上端の高さ	地上から5m以下	地上から5m以下	地上から10m以下	
		広告物の 下端の高さ	—	—	歩道上：3m以上 車道上：4.5m以上	
		設置本数	1個	1個	—	
その他	道路上に突き出していないこと	道路上に突き出していないこと	—			
広告幕	広告物の長さ	15m以下	15m以下	※ 太枠内の一般広告物に限って、 広告物を鉄道に向けて表示しないこと		
	広告物の幅	1.2m以下	1.2m以下			
広告旗	表示面積	2㎡以下	2㎡以下	※2 突き出し広告及び建造物から 独立した広告については、道路上 に出る場合でも広告物の下端が歩 道上：3m以上、車道上：4.5m以上 ならば許可を得て出すことができる。		
	高さ	3m以下	3m以下			
掛看板	表示面積	2㎡以下	2㎡以下			
		一般広告物の場合は許可を得れば同様の基準内で出せる。※2				

許可の手続きと手数料

許可の手続き

屋外広告物の許可の手続きは、次のとおりです。



なお、その他関係法令に基づく手続きの必要なものがあります。

(例)

- 1 屋外広告物の高さが4mを超える場合
 工作物の確認（建築基準法） → 県(埼玉県越谷建築安全センター)
 八潮市都市整備部住宅・建築課
 ※指定確認検査機関でも可
 - 2 屋外広告物を道路上に出す（又は出る）場合
 道路占用の許可（道路法） → 道路管理者
 道路使用の許可（道路交通法） → 草加警察署
- { 国
 県（越谷県土整備事務所(管理担当)）
 八潮市建設部道路治水課

許可手数料と許可期間を定める基準

許可申請をする場合は、屋外広告物の種類や面積に応じて許可申請手数料が必要です。

(納付方法については、都市計画課までお尋ねください。)

また、許可期間は、3年を限度としており、種類に応じて次の基準があります。

種 類		単 位	金 額	許可期間基準
広告塔		1㎡	350円	3年以内
広告板（サインポール）		1㎡	350円	
電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告		1個	350円	
標識利用広告		1個	170円	
アーチ利用広告		1基	3,500円	
自動車利用広告	広告宣伝用自動車を利用するもの	1台	2,000円	
	その他のもの	1台	800円	
掛看板		1個	700円	1年以内
広告幕（つり下げを含む）		1張	350円	3月以内
アドバルーン		1個	1,750円	
紙製又は布製の立看板		1個	170円	1月以内
前記以外の立看板		1個	350円	
はり紙		50枚	350円	
はり札		10枚	350円	
広告旗		1本	350円	

※ 広告塔又は広告板で、単位1㎡未満のものは、1㎡として計算します。

※ はり紙で単位50枚未満のものは、50枚として計算します。

※ はり札で単位10枚未満のものは、10枚として計算します。

許可証票

許可を受けると許可証票（シール）が交付されますから、許可された屋外広告物に貼付してください。
なお、はり紙など証票のなじみにくいものには許可の押印をします。



屋外広告物の設置を依頼する場合には・・・

埼玉県に「屋外広告業の登録」をした業者に依頼してください。

なお、登録した業者であるかどうかは、県都市計画課でご確認ください。

その他の注意事項

◎ 安全性の確保義務

屋外広告物が強風等により倒壊や落下して、通行する人などに被害を与える事故が発生しています。事故を未然に防ぐためにも、屋外広告物は十分信頼のおける品質で、強度的にも余裕のある材料を用いて製作してください。

また、架構部材や取付部分などに腐食や変形がないかなどを定期的に点検し、事故を防止するために万全の注意を払ってください。

◎ 管理者制度

近年では、広告物の大型化や都市の過密化などに伴い、広告物による事故の可能性が大きくなっています。

このような背景から広告物の適正な管理と安全性の向上を図るため、広告物のうち**上端の高さが地上から4mを超えるもの**である場合には、専門知識を有する方（八潮市屋外広告物条例第16条第3項第1号及び第2号に掲げるもの）にその広告物の管理をしていただくことが義務付けられています。

専門知識を有するとは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 知事に屋外広告業の登録をした者
- (2) 屋外広告物法に基づく登録試験機関が行った試験に合格した者（屋外広告士）
- (3) 埼玉県が開催する屋外広告物の講習会を修了した者
- (4) 他の都道府県、指定都市又は中核市の開催する屋外広告物の講習会を修了した者
- (5) 職業能力開発促進法に基づく次に掲げる者
 - ア 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許を受けた者
 - イ 広告美術仕上げに係る技術検定に合格した者
 - ウ 広告美術仕上げに係る職業訓練を修了した者
- (6) 知事が、講習会の修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者

なお、管理者を設置した場合（変更等含む）には、都市計画課に届け出なければなりません。



◎ 広告物の点検

広告物の所有者等は、良好な状態に保持するため安全に管理する必要があります。一定規模以下の広告物や特定の種類の広告物を除いて、専門知識を有する方に、広告物の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければなりません。許可不要の広告物であっても定期的に点検を行い、良好な状態に管理されていないと思われるときは、屋外広告物安全点検報告書（様式第3号）の提出を求めます。

また、八潮市屋外広告物条例の規定による許可及び許可の更新の申請を行う場合には点検の結果を市長に提出しなければなりません。

○主な点検ポイント

点検箇所	点検項目
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光
	2 照明装置の取付部破損、変形、さび、漏水
	3 周辺機器の劣化、破損
その他	1 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品の腐食、破損
	2 避雷針の腐食、損傷
	3 その他点検した事項

◎ 除却義務

屋外広告物を表示する必要がなくなったときや許可期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときには、5日以内にその屋外広告物を除却しなければなりません。

売買により取得した土地、建物に付属した屋外広告物についても、必要がない場合は、買主が除却しなければなりません。

除却する屋外広告物が許可を受けたものであるときは、除却した旨を都市計画課に届け出なければなりません。

(これを「除却届」といいます。)

◎ 違反広告物に対する措置

八潮市屋外広告物条例に違反して出された屋外広告物については、その表示者や設置者、管理者に改修、移転、除却などの措置が命じられます。

また、これに応じない場合には、強制的に除却することがあります。

◎ 罰則

八潮市屋外広告物条例に違反した場合は、罰金刑に処せられることがあります。

例示すると、

- 許可が必要な屋外広告物を無許可で出したとき
- 禁止地域や禁止物件に屋外広告物を出したとき
- 除却命令等に従わなかったとき

などです。

屋外広告業の登録について

屋外広告物の広告主から、屋外広告物の表示や設置に関する工事等を請け負うなど、業として行う営業を「屋外広告業」といいます。

八潮市内で屋外広告業を行う場合には、営業所の場所（市内・市外）に係らず、埼玉県知事の登録を受けなければなりません。

また、登録した内容に変更があれば、その旨をすみやかに登録先に届出する必要があります。

(参考)屋外広告物の許可等に係る必要書類一覧

	様式の名称	添付書類					審査手数料
		掲出場所及び周囲の状況の図面又は写真	広告物の仕様書及び設計図	安全点検報告書※	所有者等の借用承諾書等	管理者等の資格を証する書類	
新たに許可申請する場合	新規許可申請書 (既に設置されている広告板等に広告物を表示することになった場合)	○	○	—	○	△1	○
		○					
許可期間を更新する場合	許可期間更新申請書	○	○	○	○	×	○
表示内容のみ変更する場合	変更改造申請書	×	○	—	×	×	○
広告物を掲出する物件自体の規模等を変更する場合		○					
許可された広告物を除却したとき	除却届	×	×	×	×	×	—
管理者を新たに設置したとき	管理者設置・廃止届	×	×	×	×	△2	—
広告物の変更はないが、申請者及び管理者が変更になったとき	表示・設置者(管理者)変更届	×	×	×	×	△1	—
申請者及び管理者の氏名(名称)、住所が変更になったとき	表示・設置者(管理者)氏名・名称・住所変更届	×	×	×	×	×	—
許可された広告物が滅失したとき	滅失届	×	×	×	×	×	—

△1：上端の高さが4mを超えるものについては○

△2：管理者設置の場合は○

※添付書類のうち、安全点検報告書は指定様式です

申請・問合せ先

八潮市役所 都市整備部 都市計画課

〒340-8588 八潮市中央1丁目2番地1
電 話 048-996-2111
F A X 048-997-7669
E メール toshikeikaku@city.yashio.lg.jp

発行 令和4年4月1日